



令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い

上水道料金・公共下水道使用料が令和元年11月納入分から変わります



【上下水道料金への消費税転嫁について】

● 上下水道事業は、皆さまからお預かりした大切な料金・使用料によって運営しているところですが、令和元年10月から消費税率が変更されるにあたり、上下水道料金についても、消費税率引き上げ相当分を転嫁(追加)させていただくことになりました。今後も、より一層の経営努力に向けた取組を進め、安全で安心な水を安定して供給できるよう努めてまいりますので、皆さまの御理解と御協力をお願いします。(今回の改定は、消費税相当分を上げるもので、料金体系の見直しを行うものではありません。)

★ 上水道料金 (消費税抜き)

改定日 令和元年10月1日

メーターの口径/用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	水量	料金	
13mm	10m ³ まで	1,570円	157円
20mm	15m ³ まで	2,360円	157円
25mm	30m ³ まで	5,140円	165円
30mm	50m ³ まで	8,570円	165円
40mm	100m ³ まで	17,140円	165円
50mm	150m ³ まで	25,720円	165円
75mm	300m ³ まで	51,430円	165円
100mm	500m ³ まで	85,720円	165円
公衆浴場用	50m ³ まで	5,500円	100円
臨時用	1,572円+使用水量×334円		

※令和元年10月検針から翌11月検針の間に開始された場合は、新料金となります。

※永源寺地区の水道料金については、75mmと100mmの口径の取り扱いがありません

★ 公共下水道使用料 (消費税抜き)

改定日 令和元年10月1日

用途/区分	基本料金		超過料金	
	排水量	料金	排水量	料金 (1m ³ につき)
一般排水	10m ³ まで	1,200円	11~20m ³	145円
			21~40m ³	155円
			41~100m ³	165円
			101~500m ³	176円
			501m ³ 以上	185円
特定排水	—	—	751m ³ 以上	196円
公衆浴場排水	300m ³ まで	12,000円	301m ³ 以上	50円

※特定排水…工場・事業所などの排水のうち、1箇月当たりの排水量が750m³を超えるもの。

★ 料金の計算方法

① 水道メーター口径が13mmで1ヶ月に28m³使用した場合

〈上水道料金〉

基本料金 10m³ 1,570円…①
超過料金 18m³ × 157円 = 2,826円…②

税込料金 (①+②) × 1.10 = 4,830円…③
(10円未満切捨)

〈公共下水道使用料〉

基本料金 10m³ 1,200円…④
超過料金 10m³ × 145円 = 1,450円…⑤
" 8m³ × 155円 = 1,240円…⑥

税込料金 (④+⑤+⑥) × 1.10 = 4,270円…⑦
(10円未満切捨)

【合計】 ③+⑦=9,100円

② 上水道と井戸水を併用の場合(上水道と井戸水を使用する場合は、どちらか多い量を下水道使用料算定の基礎とする。)

水道メーター口径が20mmで1ヶ月に20m³使用し、世帯人員4名の場合

〈上水道料金〉

基本料金 15m³ 2,360円…①
超過料金 5m³ × 157円 = 785円…②

税込料金 (①+②) × 1.10 = 3,450円…③
(10円未満切捨)

〈公共下水道使用料〉

※世帯人員による1カ月の認定水量: 7m³ × 4名 = 28m³

基本料金 10m³ 1,200円…④
超過料金 10m³ × 145円 = 1,450円…⑤
" 8m³ × 155円 = 1,240円…⑥

税込料金 (④+⑤+⑥) × 1.10 = 4,270円…⑦
(10円未満切捨)

【合計】 ③+⑦=7,720円

③ 上水道と井戸水を併用の場合(上水道と井戸水を使用する場合は、どちらか多い量を下水道使用料算定の基礎とする。)

水道メーター口径が20mmで1ヶ月に32m³使用し、世帯人員4名の場合

〈上水道料金〉

基本料金 15m³ 2,360円…①
超過料金 17m³ × 157円 = 2,669円…②

税込料金 (①+②) × 1.10 = 5,530円…③
(10円未満切捨)

〈公共下水道使用料〉

※世帯人員による1カ月の認定水量: 7m³ × 4名 = 28m³

基本料金 10m³ 1,200円…④
超過料金 10m³ × 145円 = 1,450円…⑤
" 12m³ × 155円 = 1,860円…⑥

税込料金 (④+⑤+⑥) × 1.10 = 4,960円…⑦
(10円未満切捨)

【合計】 ③+⑦=10,490円



【お問い合わせ先】

- 東近江市水道課 TEL 0748-22-2061/FAX 0748-22-6962/IP 050-5801-2061
- 東近江市下水道課 TEL 0748-24-5665/FAX 0748-24-5666/IP 050-5801-5665
- 愛東・湖東地区の上水道につきましては、愛知郡広域行政組合水道事務所の所管地域となります。
愛知郡水道事務所 TEL 0749-46-0168/FAX 0749-46-8020/IP 050-5801-0900